

令和3年11月10日

一般社団法人 日本医療法人協会
会長 加納 繁 照

新型コロナウイルス感染症に対する1月1日以降の財政支援継続 及び看護補助者に対する処遇改善措置要望

これまでの国による新型コロナウイルス感染症に係る医療機関への支援として、緊急包括支援交付金、診療報酬等における対応により、医療機関の経営を支えていただいていることに対し、感謝申し上げます。

現在、変異株の発生等により諸外国の状況を踏まえると、第6波とも言うべき全国的な患者数の増加が懸念されることから、経営支援のための措置が本年12月末日までとなっていることに本協会として非常に危機感をもっております。

このため、全国の医療法人が今後も新型コロナウイルス感染症患者の増加へ対応しながら地域の医療を守るためにも、令和4年1月1日以降も経営上の支援や病床確保・整備のための支援、診療報酬上の配慮や補助金・交付金による措置を継続していただきたく要望いたします。

また、岸田首相は看護など医療現場の職員収入を増やすため、「公的価格の在り方を抜本的に見直す」との方針を表明されております。

医療現場では看護補助者の採用に苦慮し看護補助者の確保・定着に寄与する処遇改善等を充実させることが必要となっております。看護補助者についても介護職員処遇改善加算や介護職員特定処遇改善加算同様の処遇改善が図られるよう要望いたします。